



吹田市産後家事支援事業でできること・できないこと




◆原則として、家事支援は室内で日常的に行う家事が対象となり、非日常的(一時的)な家事は支援の対象外となります。

◆保護者と対象児の在宅が必要です。

この事業は、乳児を養育する方の支援が目的であることから、サポーターはお手伝いが中心となります。

家事支援	○できる(例)	×できない(例)	備考
①食事の準備・後片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な調理(下ごしらえ、味付け) ・配膳 ・片付け ・テーブル拭き 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・来客の応接(飲物や食事の手配等) 	日常的に申請者が担っている範囲で、同居家族分も支援対象とします。
②衣類の洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機を回す ・洗濯物を干す、取り込む、たたむ ・タンス等への片付け ・アイロンがけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等) ・大量のアイロンがけ 	日常的に申請者が担っている範囲で、同居家族分も支援対象とします。
③居室等の掃除・整理整頓 	<ul style="list-style-type: none"> ・リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、モップかけ程度) ・新聞や雑誌等の簡易な片付け ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 ・玄関、ベランダの簡易な掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロ、シンク、エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸、窓等の掃除 ・年末等の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室の天井・壁掃除、カビ取り ・庭・バルコニーの掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) ・大型家具の移動を伴う掃除 	
④生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> ・重量のあるもの(飲料水等の箱買い) ・出産祝いのお返しの買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買い物 	購入にかかる費用・交通費は利用者負担になります。(立替払い不可)
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・布団干し、シーツ交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行への振込み、引き出し等 ・市役所等への申請手続き等 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話 ・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) ・自営業の手伝い ・クリーニング店への受渡し ・ベビーベッド、乳児用玩具の組み立て、取り付け 	

◆一部の支援を除き、原則として育児補助は居宅内で行う支援が対象です。児に直接触れる支援はできません。
 また、保護者が自宅に不在の状態で、育児補助を行うことはできません。

育児補助	○できる(例)	×できない(例)	備考
①授乳の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸し、ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児にミルクを与える(授乳の手伝いは可) 	
②おむつ交換の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換用の物品の準備 ・交換した紙おむつの廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児のおむつを交換する ・対象児の着替えを行う ・布おむつの洗濯(手洗い) 	
③沐浴の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバスの用意、片づけ ・沐浴の補助や着替えの補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児を風呂に入れる 	
④外出の付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩の付き添い ・健診や予防接種の付き添い(自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお、吹田市内の医療機関であれば、サポーターとの現地待ち合わせ可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の同伴なしの外出 ・冠婚葬祭等の付き添い ・サポーターの自家用車に同乗しての外出 	付き添い等で外出する場合のサポーターの交通費は利用者負担になります。(立替払い不可)

※外出の付き添いは、保護者の同伴が必要です。また、自宅からサポーターが付き添う場合、利用者が運転する自家用車への同乗はできませんので、移動には公共交通機関、タクシーを利用してください。
 なお、きょうだいの同伴は可能ですが、きょうだいへの支援を主目的とする内容は利用できません。